

# 秦野市行政計画に係るパブリック・コメント手続実施要綱

(平成22年1月6日施行)

(目的等)

第1条 この要綱は、本市の中・長期的な行政計画（以下「計画」という。）に係るパブリック・コメント手続について必要な事項を定め、すべての市民が意見を述べることができる機会を設け、計画の策定過程における公正性の確保と透明性の向上を図るとともに、市民に対する説明責任を果たし、市民と行政との協働による開かれた市政の推進を図ることを目的とする。

2 この要綱によるパブリック・コメント手続は、計画の策定過程における市民の関与を保障する包括的な制度化が図られるまでの暫定的な措置として取り扱われるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、計画の策定に当たり、その趣旨、目的、内容等を市民に公表し、その公表したものに対する市民からの意見又は情報（以下「意見等」という。）の提示を受け、その意見等の概要、意見等に対する市の考え方、方針等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「市民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所、事業所等を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 市内の事務所、事業所等に勤務する者
- (4) 本市に対して納税義務のあるもの
- (5) 市内の学校に在学する者

(計画の案の公表時期)

第3条 パブリック・コメント手続は、計画の策定をしようとする前、市民からの意見等の提示を受け、かつ、その応答に要する必要な期間においてその案を公表して行うものとする。

2 前項の規定により計画の案を公表するときは、その目的、趣旨、背景等その案を理解するために必要な資料を併せて公表するものとする。

(計画の案の公表方法)

第4条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) ホームページへの掲載
- (2) 担当課等における閲覧
- (3) 行政情報閲覧コーナーにおける閲覧
- (4) 公民館及び駅連絡所における閲覧
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める方法

2 前項の規定にかかわらず、計画の案が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することができる。この場合において、計画の案の全体については、担当課窓口における閲覧のみとする。

(パブリック・コメント手続の開始の予告)

第5条 パブリック・コメント手続を開始しようとするときは、前条の規定による公表を行う前に次に掲げる事項を市の広報及びホームページに掲載し、その実施について予告を行うものとする。

- (1) 計画の案の名称及び概要
- (2) 計画の案に対する意見等の提出期間
- (3) 計画の案その他資料の入手方法

(意見等の提示方法)

第6条 市民が意見等を提示するために必要な期間は、30日以上を目安とする。この場合において、計画の案その他資料を公表する際に併せてその旨を明示するものとする。

2 意見等を提示する方法は、口頭によらず、記録として残る次に掲げるものとする。

- (1) 本市が指定する場所への提出
- (2) 郵送
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他適当と認められる方法

3 意見等を提示しようとする市民は、住所又は所在地及び氏名又は名称その他、その提示したものを特定できる事項を明記するものとする。

(意見等の取扱い等)

第7条 計画の策定は、市民から提示された意見等を考慮して行われるものとする。

2 計画の策定を行ったとき、又は提示された意見等に基づいて計画の案の修正を行ったときは、その部分を明示して、その内容を公表するものとする。

ただし、秦野市情報公開条例（平成17年秦野市条例第14号）第6条各号に規定する非公開情報を除く。

3 第4条第1項の規定は、前項の規定により公表する場合に準用する。

（手続中一覧の公表）

第8条 市長は、この要綱によるパブリック・コメント手続中の事案の一覧を作成し、市政情報閲覧コーナーに備え付けるとともに、本市のホームページに掲載して公表するものとする。

2 前項の事案の一覧は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事案の名称
- (2) 公表日
- (3) 意見等の提出期限及び提出方法
- (4) 進ちょく状況
- (5) 問い合わせ先

（他の意見等提示の機会確保）

第9条 この要綱に定めるパブリック・コメント手続のほか、市民からより多くの意見等の提示を受けるため、説明会等他の意見等の提示機会を設けるよう努めなければならない。

（個人情報の保護）

第10条 パブリック・コメント手続の実施により収集した個人情報は、秦野市個人情報保護条例（平成17年秦野市条例第15号）に基づき、適切に取り扱われるものとする。

（計画以外の施策に対するこの要綱の適用）

第11条 計画以外の施策で、特に必要と認めるものについても、この要綱を適用してパブリック・コメント手続に付することができる。

## 附 則

この要綱は、平成22年1月6日から施行する。